

産業廃棄物処理業における激突され災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	9～ 10	バックヤードにおいて、通路の壁面に向かって立ち、床洗浄機の片付け作業を行おうとしたときに、店舗従業員が押して来た商品運搬用カートに右側から激突され、左足首の内側を痛めた。	59	30 ～ 49
1	15～ 16	敷地内にて、廃棄物をのせている10tトラックコンテナ車から廃棄物を降ろす為にあおりを開ける際、あおりを止めている固定ピンが固く、木の棒で固定ピンを下から叩き、そのピンを抜いた際に勢いよくあおりが開き、あおりの一部が左頬に直撃し、鼻から出血し、左頬骨を骨折した。	52	30 ～ 49
2	7・8	鉄くず荷下ろし場において、搬入した鉄くず荷下ろし作業中、荷台において従業員の操作する重機に取り付けられていたマグネットと接触し本件の災害発生に至った。尚、被災者とマグネットの接触の原因ならびに事故の詳細は、本人死亡のため不明である。	57	10 ～ 29
2	14・15	天井クレーンを使って、バックカンの中に入ったスクラップをダンプの荷台に積み込み作業中、バックカンをひっくり返す為にフックを掛け変え中、既に積み込まれていたスクラップの上での作業で地盤が不安定だった為にバックカンが滑り、左足の甲にずり落ちて来た。	46	1～ 9
2	10～11	分別場にて、バックホー運転者が廃棄物を搬入後、バックホーの運転席にて、廃棄物の分別処理作業中の被災者に、搬入した廃棄物について打ち合わせを行うために話しかけた。バックホー運転者は、安全レバーを引き、作業を中断した。打ち合わせ終了後、被災者が立ち去ったと思い作業を再開するために、安全レバーを戻し、バックホーを方向転換するために右側のキャタピラーを後進させた。その	38	10 ～ 29

		時、被災者の左足がキャタピラーの下敷きになり骨折した。安全靴を着用していた。		
3	10~11	ごみBOXからごみ袋を取り出す作業中、左手でBOXのふたを上を持ち上げ支え、右手でごみ袋を取り出す際に、ごみ袋の重みに気を取られ、左手を放してしまい、前かがみの状態の首へBOXのふたが落ちてきた。	34	100 ～ 299
3	8~9	事務所駐車場で受水槽工事業者の車両をバックで誘導中、誘導している車両が急加速し、車体とブロック塀に挟まれた。	66	10 ～ 29
4	9~10	構内で車両の転回スペースの掃き掃除をしていたところ、後方に人がいることに気づかずに後退してきたフォークリフトの右後方部分が左腰部分に接触して転倒し、右後輪で左足を踏まれた。その際に靴が脱げてしまった左足を、前進したフォークリフトの右後輪で再度踏まれ、左足甲裂傷と左中足骨骨折を負った。	68	100 ～ 299
4	11~12	パッカー車で棚板をまきこむ時に、反動で棚板が跳ね返り、顎に接触し骨折した。	58	10 ～ 29
4	15~16	事業所内にて、リサイクルするため運ばれてきたパチンコ台をトラック荷台後部で1台ずつ検品作業中、同パチンコ台がバランスを崩して転倒し、咄嗟に身体を避けようとした際に誤って左手甲及び左側頭部に当たった。	33	50 ～ 99
6	11~12	一般廃棄物処理施設へ不燃ごみを持ち込みしようとした軽自動車が、プラットホーム横にある持ち込みごみ専用のダンピングボックスへ荷降ろしするため後進で寄せていた。この時、数メートル離れたプラットホーム入口扉横の壁際に立っていた被災者に、突如急加速してきた当該車両が衝突し、右足を負傷した。	43	30 ～ 49
7	9~10	当社工場内において廃タイヤからワイヤーを抜き取る作業途中で切れたワイヤーを引っばった反動で、反対側の切れた部分が弾けて、顔の右側に当たりワイヤーの一部が右眼の中に入った。	42	10 ～ 29
7	8~9	ペットボトル置き場周辺を清掃中、場内で清掃車（4t）を運転手が移動させた際、右フロント後ろにあった歯止めを回収しておらず、右リアタイヤが歯止めを轢き、	56	50 ～

		作業員の左膝・右膝・右肘の順番で接触し、打撲した。		99
7	16～17	車両置き場に自社トラックで引き取った車両の荷下ろしに行ったあと、車両置き場内にて商品の確認作業をしようとしていたところ、当該トラックから荷下ろし作業を行っていたフォークリフトがバックしてくる際に接触し、負傷した。	74	10～29
9	15～16	工場内再生破砕プラントで、ベルトコンベア取り付けウエイトプーリに泥付着取り除くため、ケレン棒使用していたところ、棒の先端が反動で左手中指に当たり負傷した。	53	1～9
9	8～9	鉄くず運搬、荷おろし中コンテナの観音開きを開いた時に鉄辺が落下し、ヘルメット着用を忘れていたため前頭部に接触し負傷した。	49	1～9
10	14～15	本社工場の建屋内で、ばらけている産廃をひとりが板を用いて人力でまとめ、それをもうひとりがホイルローダーで別場所へ移動させる。これを交互に行う作業中に発生。被災労働者が人力で産廃をまとめる作業タイミングと、ホイルローダー搭乗者が産廃を移動させるタイミングが重なった。被災労働者は産廃だけに意識がいき視野が狭くなりホイルローダーの接近に気づかなかった。ホイルローダー搭乗者はバケット（ショベル）で被災労働者の姿がちょうど隠れていた。そのため運転席からは、被災労働者が見えなかった。そして、ホイルローダーバケット先端部が被災労働者の右腕に接触した。	34	30～49
11	11～12	廃プラスチックを出荷するため、フォークリフトにてトラックへ荷物（フレキシブルコンテナ）を積み込む作業に立ち会っていたところ、バック中のフォークリフトに接触、転倒し、右後輪に右足太ももを踏まれた。	69	300～499
12	9～10	客先廃棄物置場で段ボールの収集作業をしていた時、段ボール入れのカゴの段ボールがくずれないようにおさえに使っていた鉄板がたおれ、鉄板の角が左ふくらはぎに当たり、ふくらはぎを切った。鉄板を止めていた棒がひもから外れ、後ろを向いていた時に鉄板が倒れた。	49	10～29
12	16～17	会社倉庫内で、トラックのスタッドレスタイヤを整理するため移動させていた。荷台からタイヤを降ろしてもらう際、確認が不十分なまま受け取ろうとしたため、タイヤがバウンドしたことに気づくのが遅れて、タイヤが足にあたってしまった。	67	10～29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html